

令和5年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会
 総務文教分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年3月3日（金） 午前11時28分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）
 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 上村正朗君 | 2番 | 山田勉君 |
| 3番 | 鈴木いせ子君 | 4番 | 佐藤重陽君 |
| 5番 | 三田敏秋君 | 7番 | 高田晃君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 総務課長 | 東海林 豊君 |
| 同課参事 | 小川 智也君 |
| 同課人事管理室長 | 川崎 健一君 |
| 同課総務管理室係長 | 本保 敦志君 |
| 同課危機管理室長 | 大滝 豊君 |
| 同課情報管理室長 | 須貝 正人君 |
| 財政課長 | 長谷部 俊一君 |
| 同課契約検査室長 | 立花 強君 |
| 同課契約検査室副参事 | 石嶋 聡君 |
| 同課財務管理室長 | 榎本 治生君 |
| 同課財務管理室係長 | 鈴木 郁君 |
| 同課財務管理室係長 | 鍋倉 直也君 |
| 企画戦略課長 | 大滝 敏文君 |
| 同課参事 | 山田 美和子君 |
| 同課行政改革推進室長 | 五十嵐 博君 |
| 同課企画政策室副参事 | 田村 政和君 |
| 同課地域交通政策室長 | 須貝 直毅君 |
| 同課地域交通政策室係長 | 天井 啓喜君 |
| 会計管理者会計課長 | 菅原 明君 |
| 消防長 | 田中 一栄君 |
| 消防本部次長 | 瀬賀 誠君 |
| 消防本部総務課長 | 小林 精司君 |
| 消防本部庶務係長 | 田村 善浩君 |
| 消防本部消防広報係長 | 松浦 知之君 |
| 選管・監査事務局長 | 木村 俊彦君 |

選挙管理委員会事務局次長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	平 田 智枝子 君
神 林 支 所 長	加 藤 誠 一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	大 滝 寿 君

9 議会事務局職員

次 長	鈴 木 渉
書 記	中 山 航

(午前 11 時 28 分)

分科会長（小杉武仁君）開会を宣する。

○一般会計予算決算常任委員会正副委員長を「分科会委員外議員」の扱いとし、今後、本分科会が開催されるたびに、出席いただくことに決定した。

○本日の審査は、議第35号及び議第13号のうち、総務文教分科会の所管事務についての総務課・財政課・企画戦略課・会計管理者・選管監査事務局・議会事務局・荒川支所・神林支所・朝日支所・山北支所・消防本部所管分について審査する。

日程第1 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君、財政課長 長谷部俊一君、企画戦略課長 大滝敏文君、神林支所長 加藤誠一君、山北支所長 大滝 寿君、消防長 田中一栄君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第11款 地方交付税

(説 明)

財政 課長 それでは、予算書の10P、11Pをお開きください。補正予算書になる。11款地方交付税になるが、説明欄1、普通交付税463万2,000円は、今回の補正予算の一般財源として未計上額全額を計上いたしました。11款は以上だ。

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

消 防 長 同ページになる。13款2項4目1節消防費負担金、説明欄1、消防管理運営費負担金、補正額1,370万円の増額となる。これは、関川村と栗島浦村からの消防事務委託による負担金が確定したことによるものだ。以上だ。

第17款 財産収入

(説 明)

財政 課長 次、12P、13Pをお開きください。下のほうになるが、17款財産収入の説明欄1、不用物品売払収入は実績を踏まえた追加計上となる。

第18款 寄附金

(説明)

総務 課長 次に、第18款 1 項 1 目一般寄附金322万円であるが、11月から1月までにいただいた、予算に未計上の一般寄附金3件分を追加するものである。以上だ。

第19款 繰入金

(説明)

財政 課長 次に、14、15Pをお開きください。一番上になる。19款繰入金の財政調整基金繰入金4億4,300万円の減額については予算調整の結果により、またその下の社会福祉基金繰入金1,400万円の減額は起債借入れによる財源調整により、同じくその下の義務教育施設設備整備基金繰入金6,220万円の減額についても、起債借入れによる財源調整により、それぞれ繰入額の一部を戻すものである。

第22款 市債

(説明)

財政 課長 次に、22款市債だが、15億5,805万円の減額だ。こちらは、新たに起債を充当したもの、また事業費調整により起債額を変更している。大きなものとしては、9目災害復旧事業債の説明欄1の農地農業施設災害復旧事業債で13億1,550万円の減額、同じく2の林業施設災害復旧事業債で5億円の減額があるが、いずれも事業費の調整によるものである。歳入は以上である。

歳入

第11款 地方交付税

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

企画戦略課長 それでは、18、19P御覧ください。第2款1項2目文書広報費、説明欄1の新型コロナウイルス感染症緊急対策費経費140万円の減額であるが、こちらは公式LINE導入業務委託料について、事業が確定したことによる減額である。以上である。

総務 課長 次に、6目企画費の1、情報通信事業特別会計繰出金マイナス680万円であるが、先ほど総務文教常任委員会の特別会計補正予算でご説明いたしたとおり、特別会計で既決予算を財源といたして市債が見込めることになったことに伴って、一般会計からの繰出金が減額となるものである。以上だ。

財政 課長 7目の支所費であるが、財源更正である。こちらについては、庁舎等の整備事業債を追加充当した関係で、財源の更正がなされているものである。

総務 課長 次に、12目電算管理費の1、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費マイナス550万円であるが、本年2月15日に本稼働いたした住民票等のコンビニ交付について、入札の請け差等により、システム構築業務委託料及びシステム使用料が不用となったので、減額をするものである。以上だ。

第9款 消防費

(説 明)

消 防 長 30P、31Pをお開きください。第9款1項1目常備消防費だ。関川村、栗島浦村の消防管理運営費負担金が確定したことにより一般財源1,290万2,000円を減額し、特定財源のその他へ財源更正するものである。同項3目消防施設費、これについても、関川村、栗島浦村の消防費負担が増えたことにより、一般財源118万8,000円及び特定財源のその他51万2,000円を減額し、地方債へ財源更正したものである。以上だ。

第12款 公債費

(説 明)

財政 課長 次に、34、35Pをお開きください。真ん中、中段の12款公債費だが、歳入の関川村からの事務委託負担金、これらの補正による財源更正である。

第13款 諸支出金

(説 明)

財政 課長 次に、その下、13款諸支出金、2項1目基金費の説明欄1、ふるさと応援基金積立金だが、このたびの歳入でふるさと納税寄附金について、実績を踏まえて1,000万円追加しており、諸経費、それから返礼品に係る経費を除いた500万円について積み立てするものである。

第14款 予備費

(説 明)

財政 課長 その下の14款予備費については、端数調整のための計上である。

第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

神林支所長 2表、繰越明許費であるが、4Pを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、事業名、臨時経済対策事業経費(神林支所)891万円であるが、神林支所の車庫棟屋根改修工事において、設計をいたしたところ、原材料費の高騰により工法と工事箇所を見直して実施することで工事発注を中断したことによって、繰越しをお願いするものである。

財政 課長 5Pの一番下になる。同じく繰越明許費である。11款災害復旧費、8.3大雨災害普通財産災害復旧費2,570万6,000円については、荒川地区の梨木地内の大雨による災害現場ののり面復旧工事に係るもので、6月の工事完了を予定している。

第3条「第3表 地方債補正」

(説明)

財政 課長 次に、6Pを御覧ください。第3表、地方債補正である。歳入の市債でご説明いたしたが、新たに起債を充当したもの、また事業費調整により起債額を変更しており、それぞれ起債の限度額を変更するものである。以上である。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 消防費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 公債費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第2

議第13号 令和5年度村上市一般会計予算のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君、財政課長 長谷部俊一君、企画戦略課長 大滝敏文君、会計管理者会計課長 菅原 明君、選管・監査事務局長 木村俊彦君、議会事務局次長 鈴木 渉君、荒川支所長 平田智枝子君、神林支所長 加藤誠一君、朝日支所長 岩沢深雪君、山北支所長 大滝 寿君、消防長 田中一栄君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金、第8款 ゴルフ場利用税交付金、第9款 環境性能割交付金、第10款 地方特例交付金、第11款 地方交付税

(説 明)

財政 課長 それでは、当初予算書の19、20Pから御覧いただきたいと思う。第2款地方譲与税から第11款地方交付税までを一括してご説明いたす。これらの交付金等の試算に当たっては、令和4年度の決算の見込み及び総務省から発表される地方財政の見通しなどを参考に算出している。この中で、19P上段になるが、2款地方譲与税のうち3項の森林環境譲与税では微増の9,400万円を、また7款地方消費税交付金では、総務省からの通知及び実績により1億1,000万円増額としている。21、22Pをお開きください。11款地方交付税になる。地方交付税では、普通交付税でこれまでの交付実績、また臨時財政対策債からの振替分を見込んで128億900万円を計上している。また、特別交付税については、これまでの実績及び災害経費を考慮し、前年度比1億円増の10億円を見込んでいる。2款から11款までは以上である。

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

消 防 長 次に、23P、24Pをお開きください。13款2項4目1節消防費負担金2億5,426万3,000円だが、説明欄1、消防管理運営費負担金2億5,423万円は、関川村と栗島浦村からの消防事務委託による負担金である。前年度比プラス6.7%、1,593万4,000円の増額となる。説明欄2、日本海東北自動車道救急車退出路門扉維持費負担金3万3,000円になる。これは、高速道路門扉維持に係る経費の胎内市負担分になる。マイナス77.6%、11万4,000円の減となっている。減額の理由として、令和4年度に実施した門扉の経年劣化による修繕にかかった負担分が今年度は発生しないため減額となったものである。以上だ。

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

総務 課長 次に、第14款1項1目総務使用料の1、行政財産使用料21万1,000円であるが、前年度比で20万2,000円の減となっている。主な要因であるが、山北地域の除雪ステーシ

ョンの使用料20万2,000円を今年度見込んだが、来年度見込めないということで、その分が減になっているものである。次の2、電柱共架料9,000円は、神林地内のイントラネット用の電柱貸付料であって、これは例年と同額である。次のページをお開きいただきたいと思う。8目1節消防使用料の1、行政財産使用料9,000円であるが、上海府地区にある屋外子局の通信事業者の使用料であって、これも前年度と同額である。以上だ。

消 防 長 26Pをお開きください。14款になる。1節消防使用料、説明欄2、行政財産使用料、消防本部所轄分となる。10万3,000円、これは消防施設内の電力柱29本、NTT柱39本、電話ボックス1か所の使用料となる。次に、27P、28Pを御覧ください。7目1節消防手数料109万6,000円、前年度比プラス2.4%、2万6,000円の増額だ。説明欄1から次ページの7にあるとおり、消防本部における各種手数料となる。消防危険物手数料は前年度実績、煙火消費許可申請手数料については、花火打ち上げ回数の減少により減額となっている。火薬類取締法関係手数料については、日東道トンネル工事に係る申請手数料で増額となっている。以上だ。

第15款 国庫支出金

(説 明)

総務 課長 次に、第15款2項1目総務費国庫補助金の1、デジタル田園都市国家構想推進交付金166万3,000円であるが、新潟県で令和3年度から導入している電子申請システムe-TUMO、こちらを令和5年度から県内希望市町村で共同利用するための県負担金332万6,000円に対して2分の1がこのたび交付されるというものである。以上だ。

企画戦略課長 続いて、説明欄2、デジタル基盤改革支援補助金1,364万円については、地方公共団体の情報システムの標準化、共通化に係る対応影響分析支援業務委託事業に係る補助金で、補助率10分の10となるものである。続いて、その下、3、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金337万6,000円については、令和3年度から令和5年度までの3か年の事業であって、克雪コミュニティモデル事業経費として小型除雪機械10台、スコップ、ヘルメット、スノーダンプ等の購入、固定アンカー設置、克雪活動講習会講師謝礼、安全対策チラシ作成経費等に係る交付金であり、こちらは交付率2分の1となる。次に、4、公有民営化方式車両購入費国庫補助金375万円であるが、こちらはせなみ巡回バスのEVバス購入に係る令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金であり、750万円の補助金が令和5年と令和6年の2か年に均等に分けて交付されるものである。以上だ。

会計管理者会計課長 同じ説明欄の6、デジタル田園都市国家構想推進交付金445万2,000円だが、これはキャッシュレス決済拡充に係る事業の国庫補助金である。住民票や所得証明書など取扱いのほうを広げること、決済のほうの種類をクレジットカード、電子マネー、コード決済で支払えるようにすることの事業になる。補助率は2分の1になる。以上だ。

消 防 長 続いて、31P、32Pをお開きください。15款2項6目1節消防費補助金548万6,000円となる。これは、令和5年度設置予定の耐震性防火水槽2基の補助金となっている。以上だ。

第16款 県支出金

(説明)

企画戦略課長 それでは、33、34Pを御覧ください。第16款県支出金の1項4目事務移譲交付金であるが、これは県からの事務移譲に係る事務処理費用として交付されているもので、現在30事業が移譲され、その実績を考慮し、前年度と同額の400万円を計上したものである。次に、2項1目総務費県補助金の1、土地利用規制等対策費交付金11万6,000円だが、国土法の届出に対する事務処理に係る交付金で、県からの令和4年度の交付予定の内示額を計上している。その下、2の電源立地地域対策交付金1,851万1,000円を計上している。3の地域の移動手段確保支援事業補助金50万円は、公共交通再編調査検討業務委託料に係る県単の補助事業で、補助対象費上限額100万円の補助率2分の1の50万円を計上したものである。

総務 課長 それでは、37P、38Pをお開きください。次に、第16款2項7目消防費県補助金の1、地域防災力向上支援事業補助金54万円である。防災士養成委託料に対する補助50万円と、例年補正予算で計上いたしていた防災シニアリーダー活用事業に対する補助分として4万円、計54万円を計上したものである。以上だ。

選管・監査事務局長 それでは、次、16款3項1目3節の選挙費委託金だ。説明欄1については、令和5年度4月執行予定の新潟県議会議員一般選挙に係るポスター掲示板設置経費等の委託金1,974万9,000円である。2については、在外選挙人の定時登録に係る委託金1,000円である。以上だ。

総務 課長 次に、総務費委託金の4節統計調査費委託金の1、統計調査等市町村交付金599万1,000円であるが、令和5年度予定の統計調査に対する委託金で、令和5年度については住宅・土地統計調査が実施される予定であって、前年度に比べ424万8,000円の増となっている。その次の2、統計調査員確保対策事業委託金4万1,000円であるが、調査員の研修会等の経費に対して交付されるものであって、前年度と同額となっている。以上だ。

分科会長（小杉武仁君）休憩を宣する。

（午前11時56分）

分科会長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午後0時58分）

第17款 財産収入

(説明)

財政 課長 それでは、ページ39から40をお開きいただきたいと思います。次に、17款の財産収入である。17款1項1目の財産貸付収入の1節土地貸付収入は土地で109件分、2節建物貸付収入では建物7件分で見込んでいる。以下、例年どおりのものについては説明を省略させていただくが、2目利子及び配当金の2節基金運用収入は、本年度の実績等を考慮し、各基金の利子収入を見込んでいる。続いて、次の2項1目の不動産売払収入の1節土地売払収入は、土地1件分の売払い及び道路残地等の売払いを含めて1,000万円を計上している。以下、4目の有価証券売払収入までは主に項目計上としている。17款は以上だ。

第18款 寄附金

(説明)

総務 課長 次に、第18款寄附金であるが、第1項1目一般寄附金、第2目の総務費寄附金、次のページの第3目の民生費寄附金、第4目教育費寄附金、これはいずれも項目計上である。

第19款 繰入金

(説明)

財政 課長 次に、その下、19款繰入金である。19款2項基金繰入金だが、前年度比1億9,350万円減の18億4,820万円を計上いたした。財政調整基金では、前年度より3,500万円増の12億円を計上したほか、減債基金では7,490万円増の1億9,490万円を計上いたした。その他の目的基金では、社会福祉基金で2,690万円減の2,420万円を、環境衛生基金では2億4,600万円減の3,820万円を、次に義務教育施設設備整備基金では、1億180万円減の5,380万円を、そしてふるさと応援基金では4,150万円増の2億9,790万円を、森林環境整備基金では3,280万円増の3,920万円をそれぞれ計上いたした。

第20款 繰越金

(説明)

財政 課長 続いて、その下、20款繰越金だが、こちらは前年度と同額の6億円を計上いたした。

第21款 諸収入

(説明)

財政 課長 次に、その下、諸収入になるが、21款諸収入の1項2目1節加算金及び次の43、44Pにまたがるが、3目1節の過料、こちらについてはいずれも項目の計上である。以上だ。

会計管理者会計課長 続いて、43、44P、同じページだが、2項1目市預金利子、説明欄2、歳計現金預金利子11万3,000円であるが、これは当面の間、市の当座預金残高に余裕がある場合、市の金融機関に短期間定期預金などを行った際の利子になる。以上だ。

財政 課長 次の3項1目1節公営企業貸付金元利収入は項目計上である。また、6項雑入の1目1節滞納処分費、以下2目1節の弁償金、3目1節契約における違約金及び延納利息、それから4目1節小切手未払資金組入れ、5目1節過年度収入については、いずれも項目の計上である。

総務 課長 次に、第6目雑入である。1節の総務雑入で、説明欄の1から24までが総務課の所管となる。主なものだけ申し上げる。1の各種団体電話使用料であるが、市水道局の電話料について、これまで上水道事業会計電話電気等使用負担金として一括で50万円を計上していたが、来年度については、電話代については実費徴収としてこの項目に計上したことから、前年度比で9万6,000円の増となっている。次に、3の自動販売機設置電気料4万7,000円であるが、自動販売機の設置許可については、契約の時期によって電気料や手数料の徴収方法がそれぞれ異なっていたので、次の第16の自動販売機手数料にまとめる方向として今進めている。その関係で自動販売機設置電気料は前年度比で19万7,000円の減となっているが、自動販売機手数料のほうで、前年度比で62万8,000円増の124万円を計上したところである。次に、8の市役所現金自動支払機設置場所使用料であるが、前年度比5万5,000円の減となっていて、5,000円を計上している。これについては、現在本庁北側入り口脇に新潟県労働

金庫で設置のATMであるが、今年度末でサービスを終了することにより減額となるものである。次に、17、後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費精算金497万8,000円であるが、連合のほうへ職員の派遣、今年度派遣しているが、来年度も継続するということになっているので、精算金が見込まれることから、予算計上をしたものである。次に、19、市町村職員中央研修所研修助成金5,000円であるが、来年度ケースワーカーの中央研修に職員1名の受講を予定していて、費用の一部を県の市町村振興協会から助成がされるということで、新たに計上したものである。最後に、24、宿舍負担金であるが、令和4年度から経済産業省のほうへ職員1名を現在派遣している。住居を借り上げるに係る経費であるが、公費負担の限度額7万5,000円を超える職員個人が負担する分、その分を徴収して歳入へ入れるということで、その分を予算計上したものである。以上だ。

財政 課長 その下、25から29までであるが、25、建物共済災害共済金から28、自動車共済解約返戻金については項目計上である。また、29の市町村振興宝くじ市町村交付金は800万円を計上いたした。以上だ。

企画戦略課長 30、31、32が企画戦略課所管分である。30の県営発電所所在市町村地域振興助成金900万円については、前年度と同額を計上している。31の市報むらかみ広報掲載料は前年度並みの108万4,000円を、それから32、ホームページバナー広告掲載料については、前年度と同額の60万円を計上いたしている。以上だ。

選管・監査事務局長 次に、41、三面財産区議会議員一般選挙委託金207万2,000円については、7月10日任期満了に伴い、6月25日執行予定の三面財産区議会議員一般選挙の委託金である。以上だ。

総務 課長 次のページをお開きいただきたいと思います。次に、8節消防雑入であるが、1、上水道事業防災無線電波利用料負担金1,000円であるが、これは例年どおりで変更はない。以上だ。

消 防 長 同じく8節消防雑入、説明欄2から8まで消防本部所轄分となる。主なものとして、説明欄2、自動販売機手数料115万2,000円で、実績により前年度比プラス17%、16万7,000円の増額だ。説明欄4、高速道救急業務支弁金108万3,000円だが、前年度比マイナス24.8%、35万8,000円の減額だ。これについては、算定基礎数値が下がったことによるものである。説明欄7、資源ごみ等売却収入5万円、前年度実績によるものである。主に消防ごみの中で、引き渡す前に金属製の装備品等を外し、リサイクル売却による収入である。説明欄8、消防団員公務災害防止活動援助事業助成金32万円、前年度比マイナス11.4%、4万1,000円の減額だ。助成金のほうは、消防団へ資機材等の購入に充てている。以上だ。

第22款 市債 (説明)

財政 課長 次に、49、50Pをお開きください。22款市債である。市債では、前年度比15億4,690万円増の30億9,290万円を計上いたした。内訳で主なものとしては、2目民生債では子育て支援拠点施設整備事業債などで1億3,450万円を、6目土木費では道の駅整備事業債などで7億2,400万円を、7目消防債では防災行政無線設備更新工事等に係る防災基盤整備事業債で6億9,110万円を、8目教育債では中学校の大規模改修等に係る学校教育施設整備事業債などで5億5,180万円を、またページをめくっていただいて、51、52Pになるが、9目災害復旧事業債では4億1,060万円を、10目臨時財政対

策債では普通交付税の振替により1億5,800万円減の1億4,200万円をそれぞれ計上いたした。なお、市債の残高見込みについては、予算書の234Pに記載のとおりであるが、令和4年度末の見込みでは343億2,499万4,000円、また令和5年度末では338億8,996万9,000円となる見込みとなっている。歳入については以上である。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金、第8款 ゴルフ場利用税交付金、第9款 環境性能割交付金、第10款 地方特例交付金、第11款 地方交付税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

上村 正朗 では、県支出金の県補助金、34Pだけれども、総務管理費補助金の2、電源立地地域対策交付金、これ毎年質問出ているような気もするのだけれども、もう一度教えていただきたいのだけれども、これの電源立地地域対策交付金の交付の目的というのは、もう一度教えてください。

企画戦略課長 こちらについては、県ダム、三面、猿田、奥三面、こちらの発電量によって、発電施設があるけれども、そちらの立地地域に対する交付金というか、何と言ったらいののだろうか、どう説明したらいいか、すみません。

上村 正朗 それで、使い道の関係なのだけれども、交付金がどんと来るということで、私の理解だとハード面にも使えるけれども、使える時期が7月から2月ぐらいまで、県のほうと協議すると、その間に使ってもらいたいみたいな話があって、なかなか充てるところが限られてくるみたいな理解でいるのだけれども、その辺はいかがだろうか。

企画戦略課長 今委員おっしゃったとおり、ハードにも使えるものではある。こちらについては、予算上は一般財源扱いというふうなことにしているので、特にどこにというふうなことではないのだけれども、県の産業立地課と協議はしているのだけれども、ハードに使うということになると、やはり毎年7月以降で2月ぐらいまでの事業が対象事業というふうになっていて、やはり毎年決まった事業ではないというふうなこと

と、事業内容によっては対象にならないケースもあるという、そういった不確定要素の部分もある。一方で、毎年ご説明申し上げているけれども、これは朝日地域の館腰保育園、高南保育園の運営費の保育士、技能職員の人件費に充当することということで交付決定を受けている。人件費については確実に交付がなされるというふうなこともあり、こういうふうな申請をし、交付決定をいただいているということである。

上村 正朗 今の使っているところの保育園の人件費に充当しているということなのだけれども、朝日地区の方からやっぱり話を聞くと、それが地域のために使っている実感がどうも湧きにくいと。私ちょっと県内どの市町村がどういったところに使うかというのは県のホームページから見たのだけれども、新発田市あたりは市道の改良、道路改良、それに物すごく何十か所も使っているの、例えばそういう入ってくる目的に、産業立地課との、県との協議もあるのだからけれども、やはり立地している地元になるべく見える形で使うというのは必要なのではないかなという気がするのだけれども、地元の方の意見を聞いて、その辺検討する余地というのはないものだろうか。

企画戦略課長 先ほども申し上げたように、これは一般財源扱いというふうなことになるので、交付はこれ上限で1,851万1,000円というまとまった交付金額が入ってくる。それをどんなふうにするかについては、いわゆるその地方自治体の裁量にもよると思う。交付申請をする際に確実に入ってくる方法ということで、保育園の人件費に充当するというふうなことで一応申請をしているというふうなことである。

上村 正朗 ここまでにするけれども、新発田市、本当市道改良を何十本も使っているの、使えないことはないと思うので、地元からそういう声が出ているということは間違いないので、まず話を聞いていただいて、貴重な一般財源なので、人件費のほうに充てたいという気持ちは非常に私も分かるけれども、地元の感情からいうとやっぱり地元のために、ここにこういうふうに使ってこうそれが改善されたという実感というのは私は大事なことだと思うので、申請のときまでにご検討いただけるのであれば、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思う。副市長、いかがだろうか。

副市長 一般財源として繰り入れているというふうなお話だし、確かに朝日地区に存在するダムによる交付金ということになるわけであるけれども、広く地域振興という意味合いから受け止めさせていただいていた。一つのご意見としてお聞きをさせていただく。

第17款 財産収入

(質 疑)

上村 正朗 ちょっとお聞かせいただきたいと思う。40Pの上の土地貸付収入のことなのだが、これ109件ということだが、これは新規はないか。今まで継続だけだろうか。

財政 課長 新規はない。

上村 正朗 もう一つ、土地売払収入で、今のところ1件、1,000万円見込まれているということなのだが、今普通財産になろうかと思うのだけれども、売払いの方向で検討中みたいなものというのは、結構あるものだろうか。

財政 課長 こちらについては、既に市報等でお知らせをしている物件があって、3月31日に、4月1日付だろうか、廃止となる神林いこいの家がある。まずこちらの売却を予定しているので、その収入を見込んでいる。

上村 正朗 私が聞くのは、いろいろこういう形でぜひ使いたいのので、何か適当な市有地ないかという話をお聞きすると、当然普通財産だけれども、いいところ、いい条件のところはもう大体売り払う予定になっているので、なかなかそこを行政目的に、行政目的というか、ほかの、売払い以外には使えないみたいな話が返ってくるものだから、何か売り払う予定で今いろいろ検討しているところがかなりあるのかなというふうに思ったものだから、予算には上がっていないけれども、準備ができ次第というか、売り払う予定のところというのはいかなりあるのかなと、そういうことでお聞きしている。

財政 課長 こちらについては、今確定している件数何件という状態ではないのだが、準備をしている。新年度になると、また今ほどの神林以外の土地ということで売却のお知らせをさせていただいてということで予定しているし、また今後についても、できるだけ多くの物件をお知らせをさせていただいて、売却につなげていきたいということ考えている。

上村 正朗 これも最後は要望みたいな形になって申し訳ないのだけれども、やはり普通財産で売却するわけだね。行政目的にこれをこういう形で、行政目的として使えないかどうかという、その辺のやっぱり議論をしっかりと当然していると思うけれども、した上で、それは当面公共用財産としては使わないので、使う見込みがないので売却ということになるかと思うのだけれども、その辺の議論というのは、また要望ではなくて質問になるけれども、された上でのそういう売払いということなのだろうか。

財政 課長 私ども売却する、普通財産になる前の段階になるが、行政財産として保有しているものについては、当然行政目的で使用すべきものかどうかというのは十分議論した上で、最終的にこれについては行政目的ではなく、普通財産として管理または処分すべきだということで議論した上で私ども所管を移管させていただいて売却するという流れになっているので、議論は十分尽くしているというふうに考えている。

上村 正朗 議論は十分尽くしていると思うけれども、新たな例えば要望とか、そういうことがあったときには、ぜひそれは、いろんなスケジュールのこともあると思うけれども、またぜひご検討いただければありがたいなと思う。以上だ。

第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説 明)

事務局次長 それでは、予算書の53、54Pを御覧ください。1款1項1目議会費だ。53Pの一番上の段、本年度の議会費の予算額であるが、1億7,449万2,000円となっており、前年度からの比較でマイナス1.6%、291万2,000円の減となっている。主なものを説明欄でご説明申し上げます。説明欄1の議員報酬等だが、1億1,712万2,000円となっており、前年度からの比較で233万7,000円の減となっている。これは、議員辞職によって欠員が生じていることによって、議員共済会負担金の額が減額となっていることが主な要因である。次に、説明欄2、議会運営経費だが、1,641万5,000円となっており、前年度からの比較で39万円の減となっている。主な要因は、旅費及びリース料等の調整によるものである。説明欄3の議会広報発行経費、説明欄4の議会事務局職員人件費は説明を割愛させていただく。議会費は以上である。

第2款 総務費

(説 明)

総務 課長 次のページをお開きいただきたいと思う。2款1項1目総務費の一般管理費の説明欄1、一般管理経費、総務課である。1億1,573万5,000円であるが、前年度比マイナスで8.9%、1,133万8,000円の減となっている。主な要因であるが、事務補助員報酬2,155万円から期末手当の463万1,000円、こちら産休、育休などに伴う代替職員の会計年度任用職員の報酬等であるが、前年度に比べ、人数が2人分減となっていることによるものだ。次の共済組合負担金269万6,000円であるが、会計年度任用職員について、これまでは協会けんぽだったけれども、共済組合のほうへ令和4年10月から変更となったことに伴って、前年度に比べ110万円の増となっている。また、反面、その次の次だが、社会保険料398万6,000円は前年に比べ186万3,000円の減となっているというものである。次に、講師・指導員謝礼10万円から顧問弁護士委託料66万円までは、前年度に比べ、金額の増減は多少あるが、内容については例年どおりとなっているものである。次の住居賃借料100万7,000円であるが、先ほど少し歳入でも説明があったけれども、国への派遣職員の住居借り上げ料であって、昨年度は補正計上となっていたので、当初予算比では純増となっている。次に、2、庁用車管理経費1,018万1,000円であるが、前年度比ではマイナスの0.5%、4万9,000円の減となっている。こちらは総務課で管理している集中管理車両の管理経費であるが、内容については特に変更等ないので、特に説明事項はない。

企画戦略課長 それでは、57、58Pを御覧ください。説明3の秘書事務経費については、普通旅費、市長交際費、各種負担金等通常経費として前年度並みの計上をしているものである。

総務 課長 次に、4、本庁舎管理経費4,522万円であるが、前年度比マイナスで25.5%、1,555万3,000円の減となっている。主な要因であるが、電気料の大幅な値上げによって、光

熱水費が前年度に比べ370万円の増で1,630万円となっているが、庁舎周辺の樹木の枝落とし、今年度やっていた枝落とし、これらの完了によって、植栽管理業務委託料200万円、それから本庁舎機能健全性調査業務委託料660万円、庁舎関連の工事請負費886万6,000円、それから除雪費、除雪機械の買換えのための機械器具購入費241万円、これらが来年度は減となっていることが要因である。以上だ。

企画戦略課長 説明欄5、市民ほう賞経費である。前年度比28万3,000円増の91万円である。こちらについては、民生委員の交代などによって表彰対象者の増分を見込んでいる。以上だ。

総務 課長 次に、6、特別職の人件費3,203万2,000円であるが、市長、副市長の人件費であるが、こちらについてはほぼ前年どおりである。次の7、一般管理費職員人件費8億2,022万円であるが、これは一般職102名分の人件費である。以上だ。

企画戦略課長 続いて、59、60Pの2目の文書広報費の広報広聴経費では、前年度比412万6,000円増の2,520万5,000円となっているが、こちらについては市報印刷のページ単価の引上げによる印刷製本費の増と、それから令和4年度に導入した公式LINEの保守管理委託料250万8,000円を新たに計上したものであって、そのほかの経費については、前年度とほぼ同額である。以上だ。

財政 課長 次に、3目の財政管理費の説明欄1、財政一般管理経費は計上項目、それから金額ともに前年度とほぼ同様の計上である。以上だ。

会計管理者会計課長 同じページの4目会計管理費である。説明欄1、会計一般管理経費1,678万3,000円である。昨年予算と比べて919万8,000円の増額となっている。主な要因は、歳入のときもお話しさせていただいたけれども、キャッシュレス決済の拡充の事業が加わっている。今回決済用の端末備品購入費や高機能のレジの導入の委託のほう今年度初期構築のために係る経費となっている。また、光回線の工事請負費のほうも今年度新たに加わっている。以上である。

財政 課長 次に、5目財産管理費であるが、説明欄1、普通財産管理経費は前年度比較で127万4,000円の増額となっている。こちらは、保険料の増額によるものである。以上だ。

企画戦略課長 61、62P、6目企画費であるが、1の生活交通確保対策事業経費については、前年度比5,837万6,000円増の3億3,028万円であって、こちらはせなみ巡回バス車両及び山北地域自家用有償旅客運送用車両購入に係る経費が増額の主な要因となる。機械器具購入費、中ほどの3,906万5,000円については、せなみ巡回バスの車両、EVバスの購入費で、それからデジタルサイネージ、それから山北地域の自家用有償旅客運送用の車両の購入経費である。それから、その上であるけれども、せなみ巡回バス購入に係る車体ラッピング作成業務委託料ということで198万円を、それから電気自動車の充電設備設置工事といたして782万8,000円を計上している。このほか山北地域公共交通再編の事業実施に係るアドバイザー謝礼として37万8,000円を計上をしている。また、公共交通再編調査検討業務委託料といたして598万4,000円である。こちらについては、山北地域を除く市内の路線バスの再編調査検討業務委託料を計上したものとなる。それから、例年予算計上している地域公共交通活性化協議会負担金については、10月から実証運行を予定している山北地域公共交通再編計画の事業経費について、山北地域交通運営協議会補助金として別に予算措置をしたことと、のりあいタクシーの運行実績により、前年度比725万9,000円の減の6,383万3,000円を計上いたしている。それから、その下の生活交通確保対策補助金、こちらについては定期路線バスの運行に係る補助金であるが、経費の上昇分を勘案し、608万円は

ど上乘せし、2億612万6,000円を計上している。このほか山北地域交通運営協議会の補助金といたして、474万3,000円を計上いたした。それから、説明欄2の広域的公共交通推進事業経費であるが、公共交通に関連する各種協議会、同盟会に係る負担金等であり、前年度と同額である。以上だ。

総務 課長 次に、無線システム条件不利地域解消事業経費19万7,000円であるが、前年度に比べ1万5,000円の減となっている。これは、テレビ難視聴のための上山田の共聴組合の補助金などであって、内容については前年度と同様である。以上だ。

企画戦略課長 説明欄4、企画一般経費である。前年度比95万9,000円増の189万円となっている。増額の主な要因といたしては、第3次村上市総合計画等の進捗管理として報酬、謝礼、費用弁償を計上したほか、講師・指導員謝礼を追加いたした。また、万博関連事業に参加するための旅費71万3,000円、そのほか各種会議費負担金はほぼ例年どおりとなっている。次に、5の定住自立圏経費であるが、こちらは前年度とほぼ同額となっている。6のデジタル化推進事業経費1,474万2,000円であるが、デジタルトランスフォーメーションの推進に当たり、専門的な助言を得るための民間有識者をDX推進アドバイザーとして業務委託をするための経費308万円を計上いたした。それから、自治体の情報システムの標準化、共通化に向けた影響分析やITツール利活用推進支援業務などの業務委託に係るデジタル化推進関連業務委託料1,165万6,000円をそれぞれ計上いたした。以上だ。

総務 課長 次に、7、情報通信事業特別会計繰出金1億9,326万2,000円は、前年度比2,946万1,000円の減となっている。これ午前中の特別会計のほうでもご説明をいたしたとおり、機器の再レンタルや当初予算で市債を財源として計上したことなどによって、一般会計からの繰出金が減となるものである。以上だ。

荒川支所長 続いて、7目支所費、64Pになる。説明1、荒川支所一般管理経費524万3,000円だ。令和4年度より39万5,000円の減額となるが、主にコピー機を再リースしたことによる使用料の減である。

神林支所長 続いて、2、神林支所一般管理経費であるが、554万4,000円を計上させていただいた。前年度比5.49%の減、32万2,000円の減となっている。主な減の内容については、消耗品において10万円の減、あと修繕費において、昨年度はマイクロバスのスタッドレスタイヤの更新があったが、今回はないため、その分の減となっていて、そのほかについては前年度並みとなっている。

朝日支所長 続いて、説明欄3、朝日支所一般管理経費であるが、総額709万6,000円となる。これについては、前年度比マイナス2.6%、19万円の減となっている。主な要因といたしては、コピー機等リース料で複写機を再リースしたことによるものだ。以上である。

山北支所長 その下、山北支所の一般管理経費である。前年度比マイナス3.94%、24万円の減となる。減額の項目としては消耗品費、燃料費、修繕料、それから公用車のリース料ということだが、ほぼほぼ昨年と同額の計上となっている。

荒川支所長 次に、5、荒川支所庁舎管理経費2,360万3,000円である。令和4年度より290万8,000円の増額となる。令和4年度計上いたした工事請負費、令和5年度の計上はないなど減額部分もあるが、燃料費、光熱水費の値上がりがあって、相対、全体での増額となる。

神林支所長 6、神林支所庁舎管理経費2,926万5,000円であるが、前年度比23.3%の増、553万円の増となっている。増額の要因については、電気料の高騰による増額になっている

- が、工事請負費において250万8,000円の減となっていて、相殺して増嵩の分の増となっている。ほかについては例年並みとなっている。
- 朝日支所長 続いて、説明欄7、朝日支所庁舎管理経費であるが、総額2,372万6,000円となる。これについては、前年度比プラス12%、262万7,000円の増額となる。増の主な要因といたしては光熱水費で、庁舎電気料の値上げによるものだ。内訳については、例年どおりの通常経費となる。以上である。
- 山北支所長 その下、8の山北支所の庁舎管理経費である。2,140万5,000円の計上をさせていただいている。対前年度比135.68%、プラスの562万6,000円ということであるが、主な要因としては電気料の高騰分の増額、それから警備委託料の部分で更新時期を迎えて、新たな人件費の高騰分ということで286万円ほど増額となっている。そのほかはほぼ同額である。
- 荒川支所長 次に、68P、説明の9、荒川支所緊急対応経費、修繕料500万円は令和4年度と同額である。以下説明の10、11、12、山北支所緊急対応経費まで同様となる。
- 企画戦略課長 それでは、8目行政改革推進費の1、行政改革経費35万3,000円だが、行政改革推進委員会開催に係る報酬及び費用弁償である。その下の2、指定管理者選定委員会経費だが、こちらも指定管理者選定委員会開催に係る報酬及び費用弁償である。以上だ。
- 総務 課長 次のページをお開きください。第12目電算管理費の1、庁舎情報システム管理経費3億3,708万7,000円であるが、前年度比で4,676万1,000円の減となっている。主な要因であるが、電算業務委託料6,500万円では、例年必要となる法改正または制度改正に伴うシステム改修経費のほか人事給与システムの更新に係る経費や、DX関連でRPA導入に係る経費の増などに伴って600万円、クラウドサービス利用料で800万8,000円が増となっているが、昨年度計上の基幹系システムの更新業務委託料、内部情報システム構築業務委託料、行政手続オンライン接続構築業務委託料が終了したことなどによって全体では減となっているものである。以上だ。
- 選管・監査事務局長 次に、75P、76Pをお開きください。2款1項14目入札監視委員会経費13万2,000円である。入札手続等について審議する委員会で、委員報酬が主な支出である。以上だ。
- 総務 課長 次に、15目の諸費、1、本庁行政協力員連絡経費3,897万2,000円であるが、前年度に比べ7万2,000円の減となっている。内容に特に変更はないが、対象世帯数の減により変更となったものだ。以下の2の荒川支所から5の山北支所行政協力員経費も内容としては同様である。以上だ。
- 選管・監査事務局長 続いて、2項1目固定資産評価審査委員会経費9万8,000円である。こちらも固定資産税の評価額への不服申立てに関する委員会で、委員報酬が主な支出である。引き続き79、80Pのほうをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会経費である。説明欄の1、選挙管理委員会経費138万5,000円であるが、選挙管理委員会委員4名の報酬が主なものである。2の選挙管理委員会事務局職員人件費1,521万2,000円であるが、こちらは事務局職員の人件費である。続いて、次のページを御覧ください。続いて、2目の選挙啓発費19万4,000円であるが、こちらについては、村上市明るい選挙推進協議会や明るい選挙出前授業に関する協力謝礼等の支出が主なものである。続いて、3目新潟県議会議員一般選挙経費1,974万9,000円であるが、令和4年度で計上以外の選挙経費である。主な支出といたしては、説明欄に記載の期日前投票所と当日投票所の管理者や立会人の報酬並びに選挙事務従事者の時間外

手当である。このほか下段のほう、ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料184万8,000円については、ポスター掲示場の設置及び撤去費用である。その下、投開票所物品搬入搬出等業務委託料122万3,000円については、投票所及び開票所への物品の搬入搬出や開票所の会場設営等の費用である。続いて、4目の村上市長・市議会議員補欠選挙費4,189万7,000円であるが、こちらについては6月11日執行予定の村上市長・市議会議員補欠選挙費である。主な支出といたしては、こちらも同様に期日前投票所と当日投票所の管理者や立会人の報酬並びに選挙事務従事者の時間外手当である。次のページをお開きください。中段ほどにある印刷製本費237万1,000円については、投票所の入場券や市長選挙と市議会議員補欠選挙それぞれの選挙公報の印刷などである。その7つ下、ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料873万円については、ポスター掲示場の設置及び撤去費用である。その3つ下、ポスター掲示板作成及び処分業務委託料369万6,000円については、ポスター掲示板の作成費と処分費用である。それから、下段のほう、選挙運動用通常葉書郵送料公営負担金189万円、選挙運動用自動車使用料公営負担金227万6,000円、選挙運動用ポスター作成料公営負担金157万円、選挙運動用ビラ作成料公営負担金46万4,000円については、選挙運動用の公費負担分である。一番下段のほうにある特別不在者投票管理交付金64万4,000円については、一定の船舶や刑事施設に入所している際の不在者投票に要する経費である。続いて、5目の村上市議会議員一般選挙経費2,272万3,000円であるが、来年の4月26日任期満了による市議会議員一般選挙の準備のための令和5年度分の経費である。こちらについても、主な支出はポスター掲示場設置及び撤去業務委託料1,090万9,000円のポスター掲示場の設置費用である。その下の下段のほうについても、ポスター掲示板作成及び処分業務委託料608万3,000円はポスター掲示板の作成費と処分費用である。次のページを御覧ください。続いて、6目の村上市三面財産区議会議員一般選挙経費207万2,000円であるが、7月10日任期満了に伴う6月25日執行予定の選挙経費である。こちらも、主なものについては説明欄に記載のとおりであるけれども、期日前投票所と当日投票所の管理者、立会人の報酬、選挙の事務従事者の時間外手当である。下段のほうにある選挙運動用通常葉書郵送料公営負担金55万5,000円については、選挙運動用のはがきの公営負担分である。以上だ。次に、5項1目統計調査総務費の1、統計調査経費7万9,000円であるが、前年度比では3万2,000円の減となっているが、内容については例年どおりで特に変更はない。次に、2、統計調査総務費職員人件費1,210万4,000円であるが、これは担当職員2人分の人件費である。次に、5項2目基幹統計調査費の1、基幹統計調査経費599万1,000円は前年度比で424万5,000円の増となっている。主な要因としては住宅・土地統計調査が来年度実施されるので、指導員、調査員報酬等が増となることによるものである。以上である。

総務 課長

選管・監査事務局 2款6項1目の監査委員費であるが、1の監査委員経費168万2,000円については、監査委員の報酬である。説明欄2の監査委員事務局職員人件費については、事務局の人件費である。以上だ。

第3款 民生費

(説明)

総務 課長

次に、113、114Pをお開きいただきたいと思う。第3款4項1目の4、8.3大雨災害応急仮設住宅管理経費116万7,000円であるが、小岩内集落の避難指示に伴って、県

で設置の応急仮設住宅の防犯灯の電気代として光熱水費1万円と、集会所として設置しているユニットハウスの借り上げ料として115万7,000円を計上したものである。以上だ。

第9款 消防費

(説明)

消 防 長

続いて、171P、172Pをお開きください。第9款1項1日常備消防費だ。説明欄は次ページになる。説明欄1、常備消防総務一般管理経費4,741万9,000円、前年度比マイナス2.8%、137万2,000円の減額だ。主なものとして、普通旅費180万円、前年度比マイナス10%、20万円の減額となっている。前年度より新採用職員数の減に伴い、消防学校入校旅費が減となっている。消耗品費635万円、前年度比マイナス5.2%、35万円の減額となる。これについても、新採用職員の減に伴い、被服購入費等の減となっている。燃料費については昨年と同額である。機器等点検手数料74.2万円、前年度比マイナス33%、36万5,000円の減額となっている。令和4年度実施した車載オゾン除菌装置7台分の定期点検は2年ごとに実施していて、令和5年度は点検がないための減額となっている。その下の感染症抗体検査・ワクチン接種手数料42万7,000円、前年度比マイナス51%、44万4,000円の減額となる。抗体検査単価及び接種人員の減少によるものである。その下になる。ごみ・危険物等収集処理委託料10万3,000円、8万6,000円の増額となる。主に新型コロナウイルス感染症患者搬送に伴う医療廃棄物処分量の増加によるものである。救急救命士実習委託料61万1,000円、前年度比35.8%、34万1,000円の減額となる。救急救命士資格取得後の就業前病院実習対象者が令和4年度は4名に対し、令和5年度は2名となり、減額となる。次の公用車リース料271万4,000円、前年度比0.5%の減額、マイナス1万4,000円となる。広報連絡車再リースに伴い減額になったものだ。消防資機材購入費200万円、前年度と同額となっている。被服購入費は前年度と同額となっている。職員研修費負担金366万6,000円、前年度比マイナス14%、消防学校入校者数の減により入校負担金の減によるものである。消防事務負担金605万9,000円、前年度比プラス23.2%、114万2,000円の増額となる。栗島浦村併任職員の人件費となる。続いて、説明欄2、消防庁舎管理経費1億9,442万9,000円、前年度比プラス1億6,949万6,000円の増額となる。主なものとして光熱水費1,630万円、前年度比プラス66.3%、649万7,000円の増額だ。電気料、ガス料の値上げによるものである。修繕料100万円、前年度比マイナス10%、10万円の減額としている。設備保守点検業務委託料120万7,000円、前年度比10.4%、11万4,000円の増額になる。これは、自家用電気工作物点検業務委託料を常備消防防災施設整備経費から消防庁舎管理経費とし、増額になったものである。清掃業務委託料134万7,000円、前年度と同額だ。176Pをお開きください。工事請負費1億7,111万円、これは令和5年度は本部庁舎の防災拠点として機能強化及び浸水対策のため高圧受変電設備の移設及び非常用発動発電設備の更新を行うための工事請負費となる。庁舎器具購入費197万円、老朽化したごみ収納庫及び消防ファイルサーバー、朝日分署の庁用品を購入する予定である。説明欄3、消防救急無線管理経費6,234万6,000円、前年度比マイナス20.4%、1,595万1,000円の減額だ。主なものとして、光熱水費、電気料金等の値上げによるものである。通信運搬費219万6,000円、前年度比マイナス31.6%、101万5,000円の減額となる。設備保守点検業務委託料731万2,000円、前年度比プラス11.8%、77万2,000円

の増額となる。消防緊急通信指令施設の保守管理委託料だが、貸付期間終了に伴い増額となっている。機器保守等委託料2,410万6,000円、前年度比マイナス0.9%、20万8,000円となる。令和4年度から開始したNet119初期導入の業者委託料分について減額となっている。システム使用料140万1,000円、前年度比プラス86.2%、120万7,000円の増額だ。令和4年度に導入したNet119システム共同運用使用料による増額となる。消防緊急通信指令装置リース料2,382万4,000円、前年度比マイナス34.8%、1,270万9,000円の減額、指令装置の一部再リースによる減額となったものだ。工事請負費163万8,000円、前年度比マイナス55.6%、204万9,000円の減額だ。令和4年度は4つの無線基地局の直流電源装置蓄電池交換工事を実施、令和5年度は消防本部無線局直流電源装置蓄電池交換工事のみとなって減額となる。説明欄4、常備消防職員人件費10億8,866万8,000円、職員の給料、手当、共済費となる。9款1項2目非常備消防費だ。説明欄1、予防・広報経費2,041万4,000円、前年度比マイナス1.4%、28万6,000円の減額だ。主なものとして、費用弁償45万1,000円、これはポンプ操法県大会、2チーム分の宿泊費となる。説明欄2、災害警備経費598万9,000円、前年度比プラス66.8%、240万円の増額だ。消防団員報酬480万円、これは団員の災害出動時の出動報酬だ。消防団員の処遇改善により、出動報酬は1回1,000円から1時間当たり1,000円に改正されたため、実動実績から見込んだ額となる。燃料費については、昨年とほぼ同額となっている。説明欄3、非常備消防一般管理経費1億4,829万5,000円、前年度比プラス15.3%、1,965万4,000円の増額となる。主なものとして、消防団員報酬8,658万9,000円で、前年度比26.5%、1,814万9,000円の増額、団員階級の年額報酬改定によるものである。地区消防団運営報償429万円、前年度比プラス78.8%、189万円の増額だ。部の新体制下で円滑な活動が行えるよう、報償費を増額している。消耗品費165万円、前年度比マイナス8.3%、15万円の減額だ。保険料606万6,000円、前年度比2.4%、14万7,000円の減額となっている。団員数の変動により減額になっている。次に、177P、178Pをお開きください。説明欄、区市町村総合事務組合負担金4,674万5,000円、1万4,000円の減額、団員数等の算出基礎数値変更によるものである。説明欄4、消防防災職員人件費841万4,000円、防災担当職員の給料、手当、共済費となる。9款1項3目消防施設費、説明欄1、常備消防防災施設整備経費3,740万4,000円となる。はしご車のオーバーホール、救助工作車、クレーンの保守点検、救急資機材、高圧コンプレッサー機器保守委託料となる。説明欄2、非常備消防施設経費6,832万8,000円、前年度比マイナス40.7%、4,696万8,000円の減額だ。令和5年度は消防団再編に伴い、消防団車両及び消防ポンプの更新がないため、大幅な減額となっている。主なものについて説明いたす。消耗品費315万円、前年度比マイナス10%、35万円の減額だ。これは、団員の被服や消防ホース等の購入費となる。光熱水費361万円、前年度比プラス24.1%、70万円の増額だ。単価上昇によるものである。修繕料850万円、前年度比マイナス7.6%、70万円の減額となる。これは、令和5年度に車検を迎える車両の点検費用だ。車検台数が減ったものである。看板等作製業務委託料162万1,000円、消防団の再編に伴い、団軽積載車の表示、消防小屋のシャッターの表示等を書き換えるもので、145万6,000円の増額となる。工事請負費2,977万円、前年度比プラス18.1%、125万円の増額となる。これについては、井戸の埋め戻し工事、防火水槽新設工事2基、水槽解体撤去工事により457万円の増となっている。消火栓工事負担金、前年度比プラス8.1%、125万円の増額となっている。以上だ。

総務 課長 次に、4目水防費の1、水防対策経費25万円であるが、荒川水防連絡協議会負担金等であって、前年度比で2万円の減となっているが、内容については変更はない。

消 防 長 説明欄2、水防対策経費、消防本部所轄分262万8,000円、前年度比プラス162万8,000円の増額だ。水防出動報酬の災害訓練1回1,000円から1時間当たり1,000円に改正したための増額となる。以上だ。

総務 課長 次に、5目災害対策費の1、防災対策一般経費1,705万1,000円で、前年度比で6万6,000円の増となっている。主な要因であるが、講師・指導員報酬9万円は、県の補助事業を活用して例年補正対応としていた防災シニアリーダー活用事業に伴う謝金等を新たに計上したほか、システム使用料64万6,000円であるが、こちらについては8月3日からの大雨を受けて昨年秋に設置いたした山北の笹川地内の雨量計の使用料の増によって35万5,000円が増となっているものである。次に、工事請負費393万6,000円であるが、村上小学校体育館入り口へのスロープの設置工事、また避難所看板撤去工事、この2件である。また、自主防災組織支援事業費補助金150万円であるが、前年度と同額の150万円をこのたび計上をしている。次に、2の防災行政無線管理経費5億3,255万2,000円であるが、前年度比で4億9,350万7,000円の増となっている。防災行政無線等の無線の管理費については、各項目とも内容に特に変更はなく、ほぼ同額となっているところであるが、防災無線の親局、中継局の機器の更新と山北、朝日、神林地域に設置の告知端末の更新を令和5年度、令和6年度の2か年の継続工事として実施するため、中段の測量設計等委託料が1,010万円、それと工事請負費4億9,330万円が増となったことによって大幅に増となっているものである。次に、3の克雪コミュニティモデル事業経費642万5,000円であるが、令和3年度の国の補正予算によって補助事業を活用して導入した事業であって、令和4年度は前年度予算の繰越事業で実施したことから、令和5年度に新たに計上となるものである。克雪活動講習会の講師・指導員謝礼10万円、スコップ、ヘルメットなど除雪関連用品の購入費として消耗品60万5,000円、小型除雪機10台分の購入費として572万円をそれぞれ計上したものである。次に、4、8.3大雨災害防災対策一般経費549万4,000円であるが、大雨災害の復旧工事の対応のための農地、林業の技術職員を県内各市に派遣要請をしているが、派遣期間が半年から1年を予定しているということであって、派遣職員の滞在中の住居の借り上げ料405万円、テレビ、冷蔵庫などの家電購入費として144万4,000円を新たに計上したものである。次に、5、防災対策職員人件費5,976万4,000円は、防災担当職員7人分の人件費である。次のページをお開きください。次に、8.3大雨災害災害派遣職員人件費4,987万9,000円は、先ほどの住居借り上げや家電購入等で説明の他市からの7名分の派遣職員の人件費であって、本市から直接支給する通勤手当、時間外勤務手当のほか、災害派遣手当をそれぞれ計上したほか、給料や扶養手当など各種の手当として派遣元で支給する人件費については、負担金として計上したものである。以上だ。

第11款 災害復旧費

(説明)

財政 課長 それでは次に、217、218Pをお開きください。11款災害復旧費、4項1目、説明欄1、8.3大雨災害普通財産災害復旧費1億2,000万円である。ページの一番下になる。概要としては、貝附地内及び花立地内の市有地、主にのり面になるが、そちらの本復旧工事を行うものである。令和4年度には応急的復旧は済んでおり、令和5年度

に本復旧を行うというものである。

第12款 公債費

(説明)

財政 課長 次に、219、220 Pをお開きください。12款公債費である。前年度比1億736万5,000円増の36億3,061万9,000円を計上いたした。スケートパークや荒川地区公民館建設事業などに係る起債償還の元金償還が開始されると、が含まれている。そういったことが増額の要因である。

第13款 諸支出金

(説明)

財政 課長 続いて、13款になる。諸支出金である。前年度比4,880万5,000円の増額である。1項の普通財産取得費、こちらについては、土地及び家屋等購入費は、いずれも項目計上したものであるが、2項の基金費では、ふるさと納税寄附金については1億5,000万円の増の5億円と見込んだことにより、ふるさと応援基金積立金をこちらで4,890万円増の2億2,560万円を計上いたしたものである。2の基金利子積立金については、前年度比9万5,000円減の126万円を計上いたした。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 続いて、次の第14款予備費である。前年と同額の6,000万円を計上いたした。以上だ。

第2条「第2表 継続費」

(説明)

総務 課長 次に、7 Pにお戻りいただきたいと思う。2段目、9款消防費、防災行政無線(同報系)設備更新事業であるが、先ほど歳出でもご説明のとおり、防災行政無線の親局、中継局の機器と山北、朝日、神林地域の告知端末機を令和5年度、令和6年度の2か年の継続費として更新するものである。以上だ。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

選管・監査事務局長 それでは、8 Pを御覧ください。債務負担行為、1段目、市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料であるが、こちらについてはポスター掲示場設置及び撤去業務委託料について、令和5年度中、令和6年3月にポスター掲示板を設置して、令和6年の4月に撤去することから、2か年度にまたがるために債務負担行為をお願いするものだ。2段目の、こちらも市議会議員一般選挙ポスター掲示場作成及び処分業務委託料であるが、こちらについても、ポスター掲示場の作成は令和5年度中に作成し、処分業務は令和6年度に行うことから、債務負担行為をお願いするものだ。以上だ。

第4条「第4表 地方債」

(説明)

財政 課長 それでは次、9 Pを御覧ください。第4表、地方債である。こちら起債の目的、限

度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めたものである。

第5条 一時借入金

(説明)

財政 課長 次に、1 Pにお戻りください。そちらの第5条であるが、一時借入金の借入最高額を30億円とするものである。

第6条 歳出予算の流用

(説明)

財政 課長 最後に、第6条、歳出予算の流用についてであるが、こちらは地方自治法の規定によって、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合を定めたものである。説明は以上である。

分科会長（小杉武仁君）休憩を宣する。

(午後 2時17分)

分科会長（小杉武仁君）再開を宣する。

(午後 2時28分)

歳出

第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質疑)

上村 正朗 58Pの総務管理費、7番の一般管理費職員人件費のところに関わりあるのかなと思うのだけれども、令和4年度から政策監を配置するという、条例まで変えて政策監を配置という話があったと思うのだけれども、その後私も非常にぼんやりしていて、どういう方が来て、どういう仕事をしているのかなというのがさっぱり分からないわけなのだけれども、その辺この新年度の予算でも見ているというふうに考えてよろしいのだろうか。

総務 課長 予算には今もちろん入っている。今の委員ご指摘のところには人件費として計上している。令和4年度については、派遣については、私ども地方創生の職員の派遣制度を活用するというので去年依頼をしたのだが、そういうマッチングということで募集をかけてマッチングしたわけだが、去年は適任者が来られなかったということで、残念ながら派遣かなわなかったということである。来年度、令和5年度についてはまた再度私ども募集をしていて、今現在のところ、個人のお名前とか、その辺はまだ公表できないのだが、何とか来年度については派遣をいただけるということで今内諾をいただいているところである。

上村 正朗 ということは、令和4年度はいらっしゃらないということだよね。それは、恐らく初めて聞いたという議員さんもいらっしゃると思うのだ。さっき控室で、政策監のことをご存じかと言ったら、いや分からないという声もあるので、どうも議会にご

報告がなかったような気がするのだけれども、相手のあることだから、うまくマッチングできないってことはあると思うのだけれども、その時点で何か報告があっただけでしかるべきではないかなという気がするのだけれども、私も記憶が非常に最近曖昧になってきているので、報告があったけれども、忘れていたということも考えられるのだけれども、その辺いかがだろうか。

総務 課長 すみません。私ども今この場でご報告したかということとはちょっとはっきり申し上げられないのだけれども、報告不十分だったと思っている。大変申し訳なかった。

上村 正朗 去年度の令和3年の第4回定例会か、条例の改正までやったわけだから、事前に全員協議会でもいろんな意見も出たわけなので、何回も言うけれども、相手があることなので、市の責任というよりも、うまくマッチングできなかったというだけの話なので、やはりそれが決まった時点で、今年度駄目になったと、来年度はこういうふうに取り組むということで、それはきちんと説明があっただけでしかるべきだと思うので、それはよろしくお願ひしたいと思う。副市長、いかがか。

副市長 見込みが立たなくなった段階で、しっかりと議会の皆様方には報告をすべきだったなということで反省をしている。今後そういったことのないように注意をしていきたいというふうに思う。大変申し訳なかった。

上村 正朗 それは、今のご説明で了解である。今後こういうことのないようにぜひお願ひしたいと思う。今の関連で、国から派遣されて来ている人もいるような話もちよこっと聞いたのだが、それは政策監という位置づけではなくて、何かあれなのだろうか。いらっしゃるのか、いらっしゃらないのかは別だけれども、多分いたとしても政策監という位置づけではなくてあれなのだろうか、ちょっと。

総務 課長 今私どもの職員の中には人事交流ということで、国、それから県の方も、私どもからも行っている職員もいるし、向こうから交流ということで来ていただいている職員もいるが、それはあくまでも一般の職員で、政策監ではない。

佐藤 重陽 1点、56Pの総務費の一般管理費のところなのだけれども、説明のところ、これ毎年私やっぱり言っているような気がするのだけれども、顧問弁護士委託料として66万円また載せてあるけれども、昨年あたり顧問弁護士として弁護士を頼ったというか、そういう相談した件数というのは何件くらいあったか。去年というか、まだ今年度だね。

総務 課長 今途中であるけれども、今年度では20件ほどお願ひしている。

佐藤 重陽 前は市の職員の中に法制担当がいて、必要に応じて弁護士に相談してと、こういうことだったのだけれども、それがなかなかそれで間に合わないということもあるのだけれども、弁護士として委託するのであれば、どうせのことこんな市外の、元は村上でも、今市外なわけだから、何で村上にせっかく今腰を下ろそうとしている2人の弁護士どっちか交代でもいいから使わないのかなと思って不思議なのだけれども、何かその辺やっぱり村上市内にいる弁護士を使うとまずいこともあるか。そんなことも市だとなと思うのだけれども。

総務 課長 そういうケースが発生するかどうかもあるけれども、例えば市民の方と市のほうが対立するような訴訟に発展するようなケースになったりとかということもあるので、そのときに市内の弁護士ということになれば、弁護士さんがぶつかるような形にもなるものだから、そのことが1つあるし、これまで今現在お願ひしている弁護士先生については、様々な形でのご相談を申し上げたり、訴訟の際にお世話になったりということで、私ども今までも実績もあるので、そのような形を、その辺の

- 佐藤 重陽 ことも考慮して、引き続きずっとお願いしてきているというのが今の実態である。何とも言えないのだけれども、ただ弁護士さんが争う相手両方受けるなんていうことはまずないわけだから、その辺はあるわけだから、その辺はちゃんと先に弁護士のほうで理解できるわけだから。ただ、村上市にしながら、村上市として頼むのであれば、年齢的にまだ若いわけだし、これからということを考えてときに、商売の地元優先というわけではないけれども、できるだけ地元で弁護士さんがいてくれるという、ここに居着いてくれるということが大事なことだと思うので、やっぱり市としてもそんなことぐらいは考える必要があるのではないかなと思うのだけれども。だって、弁護士に世話になろうが何しようが仕事でやるのだから、当たり前なことなのであって、今までも何人か市で優先的にお願いする弁護士さんはその時期、その時期にいたけれども、それにしてもせっかく今、しつこいけれども、できるだけ村上にいてくださる弁護士を顧問弁護士にお願いするような方向であれば大賛成なのだけれども、何でわざわざ年20回のを新潟あたりにいる弁護士を使わなければいけないのかなという疑問と不満を言わせていただく。
- 総務 課長 おっしゃること、それも一理あると言うと大変言い方ちょっとあれだかもしれないが、もともと当時村上は確かに弁護士事務所ってなかったもので、そういうときからのつながりになっているというのもあるので、そういう考え方も当然あると思うので、ご意見としてお聞きしたいと思う。
- 上村 正朗 では、6目の企画費、62Pだけれども、細かい話なのだけれども、説明欄4の企画一般経費、第3次村上市総合計画ができて1年たって、進捗管理のために審議会を開くのだと思うのだけれども、スケジュールと、1年やってみての評価みたいなのが出るのだろうかと思うけれども、審議会のスケジュールと、その評価が出るのが大体どのくらいなのか、今もし分かっているスケジュール感で教えていただければと思う。
- 企画戦略課長 会議については、7月から10月までの3回ほど会議を開催したいというふうに考えていて、評価については、会議の都度いろいろご意見いただくわけであるけれども、これを取りまとめて公表は毎年しているところであるので、そういうことである。

第3款 民生費 (質 疑)

- 鈴木いせ子 ちょっとそこに当てはまるかどうかあれなのだが、三面ダムのあれを毎年保育所の運営費に充てているというのはもうずっと続いているわけなのだけれども、朝日のときはほとんどが公民館というか、集落センターを建てる経費として当たり前のようにその資金を使っていたのだが、ちょうど、今年のは終わったけれども、もし来年度考えられるものであれば、公民館が今壊れてきているのだ、その当時建てた公民館があちこちと。だから、もしできるものであれば、朝日の集落センターの整備費に・・・
- 小杉分科会長 鈴木委員、ちょっとお待ちください。
- 鈴木いせ子 これで項の項目なかったか。この次だ、そうすれば。終わったか。
- 小杉分科会長 終わってしまった。
- 鈴木いせ子 終わったならばいいけれども、言ってしまったから言った者勝ちで、来年度はちょっと考えてもらえればありがたいと思う。
- 小杉分科会長 後ほど個別にお願いいたします。

第9款 消防費

(質 疑)

鈴木いせ子 消防費の中で、団員の報酬を上げるというような項目を私ちょっと聞いていたのだが、どのような方を上げるわけなのか。

消 防 長 それについては、消防団の昨年12月に議決いただいたわけなのだが、年額報酬を・
・

鈴木いせ子 団長か。

消 防 長 団長から全てだ。

鈴木いせ子 全ての人を上げるのか。

消 防 長 最初に団員の3万6,500円というのが決まって、その上の団長、副団長・

(何事か呼ぶ者あり)

消 防 長 上がるのは団員さんだけだ。

鈴木いせ子 団員。どのくらいか。

(「委員長通せ」と呼ぶ者あり)

消 防 長 団員の年額報酬は3万6,500円になった。これが・

消防本部総務課長 団員階級の者について、年額の報酬が上がる。2万4,400円だったものが3万6,500円になる。

高田 晃 1点だけちょっと教えてください。180Pの防災行政無線の管理経費、これ事業説明書の中にもあるのだけれども、神林、朝日、山北、これを告知端末からタブレット化するということで2か年事業だが、今この3地区では当然申請をして、84%か申請終わっているという話だが、状況をちょっともう一回教えていただけるか。

総務 課長 今私どもこの時期で申請というか、当然予算に盛る関係もあるので、どの程度整備するのかということでアンケート調査をやっている。当初7月頃だったろうか、1回、希望する人に出していただくような形を取ろうと思ったのだが、なかなか出てこないということで、逆に今はついている方々で要らない方も中にはやっぱりいらっしゃるものだから、そういう方々は出してくださいという形にちょっと変えたのだが、それで今私ども受けた中では86%の方々から再度希望するよと、希望するというか、要らないという人を除くと86%の方々に設置するような形の台数になるということだ。

高田 晃 そうすると、私もちょっとちらっとそんな話聞いて、最初希望者いろいろ募っていたけれども、なかなか来ないので、逆に要らないという人を募集したと。そうすると、86%ぐらいというのは、いわゆる要らないという人を引いて、残る数字がそのパーセンテージということか。大丈夫か。

総務 課長 今その回答を集計して、逆算していくとそういう形になると。ただ、私どもこれについても当然予備も見ているので、実際の設置が令和5年度はまだタブレットの設置はならないので、令和6年度になるので、令和6年度の設置のもうちょっと時間近くなってからだが、また空き家になる家が出てきたり、再度必要だということも出てくるので、最終的に確認はさせてもらうのだが、今現在はそういうことで今つかんでいるというような状況である。

高田 晃 非常に便利になって、いろんな災害のときでもいろんな活用ができるのかなと思うのだが、ちょっと1つだけ心配なのが、高齢者の人たちというか、いわゆるDXの

場合でもそうだが、なかなかやっぱりそういうものに使いこなせないような層がいるのだが、その辺は簡単に、今のやつも多少そういったデジタル化している部分もあるのだけれども、ちょっと機種が分からないで言っているのだけれども、その辺は心配ないか、デバインド対策は。

総務 課長 タブレットと申しても一般の個人のタブレットとやっぱり違って、防災用のタブレットということで、そこから例えば一般のインターネットにつないでみるとか、そういうのはできない仕組みに逆になっている。下手にというとちょっと言い方悪いけれども、そういうところで押して分からなくなったりするとまた緊急のときに使えないので、これはあくまでも防災用の専用のタブレットということで、そこに防災用のアプリを入れて、例えば緊急時、緊急放送があれば、自動でぼんと鳴るようなタブレットであるので、極力そういう単純化というか、そういう形で高齢者でも対応できるようにということでの仕組みになっているということである。

高田 晃 分かった。それに特化したようなタブレットということだね。今現在ある告知端末は、電話をかけられるようになっている。いわゆる告知端末同士での通話だけれども、そういった電話機能は、そうするとなくなるのか。

総務 課長 その機能だけは、いろいろ今回設置更新に当たって調査した中で、電話をやっぱり残してほしいという要望もあって、今までと同じなのだが、ほかのところに、一般の回線に電話できるというものではないのだが、告知端末というか、タブレット同士では電話ができるような仕組みにはなっている。

高田 晃 やっぱり使っている方々、それが今まで便利だということで、それがなくなるとを心配していたものだからお聞きしたが、では通話もできるということだね。了解した。

三田 敏秋 今と同じ180Pで、さっき説明あったのだけれども、大雨災害の防災対策一般経費で住居の借り上げ料、それから備品機器購入費ということで上がっているし、次ページにも災害派遣職員人件費というようなことであれだけれども、私どもも上部のところへ行けば、派遣していただいた町村のところ行って礼等とも言わねばないので、何名ぐらい、どちらから、期限はどのくらいお願いする予定なのか。

総務 課長 私どものほうでなかなか今回農地と林業の関係の技術職員ということでお願いした関係もあって、当初派遣なかなかしてくださるところがなかったのだが、県の市長会と、関川さんもあるので、関川さんは町村会もあるのだが、通じて県内の市町村に呼びかけをいたした。私ども7名お願いしていて、ほぼほぼ今何とか派遣をしてくださるところに回答はいただいているのだが、最終確定までしていないものだから、個別の市町村名についてはまたちょっと確定後、後ほど議会のほうにもお知らせするというところをお願いしたいと思うが、何とかご協力をいただけるということで、今めどが立ってきたというところである。

三田 敏秋 そうすると、今来ていただいているということでなくて、令和5年度でいわゆる農業の復旧、それから林業の復旧というようなことでお願いをかけているということで理解していいのだね。

総務 課長 今年度については、市町村の職員については1月で一旦派遣、来ていただいた市町村については終わった。新たにまた今度復旧の工事が実際また入っていくので、今3か月から6か月間という期間、あと長いと最高で1年の期間ということで、長期になるものだから、なかなかやっぱりどこも今人数が限られているので、その中でもご協力をいただけるということで技術職員を新たに、早い人だと4月からもう派

遣して、スタートも5月の人もちょっといらっしゃったりということあるのだが、期間とすると3か月から、長ければ1年ということで、今各市町村にお願いしたということである。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 継続費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条「第4表 地方債」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5条 一時借入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6条 歳出予算の流用

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（小杉武仁君）散会を宣する。

(午後 2時54分)